

企業買収における取締役の賠償責任

村上 康司

本論文は、企業買収における様々な法的議論について、取締役の賠償責任の観点から企業買収に関して取締役の行為基準を考察した研究である。まず第2章および第3章において、企業買収における諸問題のうち、取締役が防衛措置を講ずることができるのか、できるのであればどのような条件・内容であるのが望ましいのかにつき、これまでの我が国における裁判例・学説および実務の取り組みについての動向を分析し、現状における到達点と問題点を明らかにした。

次に第4章では、買収防衛措置によって損害を受ける株主が生じることが考えられるが、取締役が講じた不合理な買収防衛措置によって、不利益を生じた株主に対する救済はどのように図られるべきかにつき、取締役に対する賠償責任の観点から問題とすることにした。その上で、まず企業買収に関する判例の蓄積が相当程度みられ、我が国の近時の議論も強く影響を受けていると思われるアメリカ法につき、不利益を生じた株主から、取締役に対する直接的な責任請求の可能性について論じた。

さらに第5章において、EU法、特にドイツ法での同様の局面における救済方法について考察を行った。EUにおいても、企業買収に関するルール作りへの取り組みがみられるが、ここではアメリカの状況とは異なる議論が展開されている。ドイツにおいては、株主による取締役への直接的な責任追及が認容される場合は、我が国において会社の支配権につき争いのある場合に、不公正発行を行うケースなどと局面が類似していることを明らかにし、第6章において、そのような局面での我が国における取締役への損害賠償責任追及の理論的構成について論証した。最終章では、これまでの考察をもとに、取締役側には、防衛措置が不合理でなかったことの挙証責任が課されるべきであるとした。しかし、取締役がその行為の合理性につき立証に成功した場合には、仮に、株主に損害が生じていたとしても違法性阻却事由と解されるとの行為基準につき主張を展開した。さらに、取締役に賠償請求すべき損害は、どのようにとらえられるべきかについても考察を行い、一定の範囲においては司法判断も重要な役割を担っているとの考えを明らかにした。